

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

- 規則 福島県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則 一
- 福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則 九
- 福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則 五
- 福島県特定事業活動振興計画に基づく県税の課税免除に関する条例施行規則 三
- 福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく県税の課税免除に関する条例施行規則 三
- 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 三
- 福島県林業研究センター使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則 三

規 則

福島県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則、福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則、福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則、福島県特定事業活動振興計画に基づく県税の課税免除に関する条例施行規則、福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく県税の課税免除に関する条例施行規則、福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則及び福島県林業研究センター使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月十三日

福島県規則第六十一号

福島県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

福島県税特別措置条例施行規則（昭和三十八年福島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を次のように改める。

福島県税特別措置条例（昭和三十八年福島県条例第十九号）第十一条に規定する規則で定める様式の申請書は様式第一号とし、同条例第十二条第二項に規定する規則で定める様式の申請書は様式第二号とする。

様式第一号（その二）中「第2条（課税）」を削り、同様式（その二）中「コ」を削り、「新（増）設備の」を「新（増）設又は取得等設備の」に、「新（増）設備を」を「新（増）設又は取得等設備を」に、「新（増）設に」を「新（増）設又は取得等」に改め、同様式記載上の注意4中「新（増）設備に係る種類」を「新（増）設又は取得等設備に係る種類」に改め、同様式記載上の注意6を次のように改める。

6 ⑤欄は、原子力発電施設等立地地域又は地方活力向上地域に係る申請に限り、当該設備を事業の用に供したことに伴って増加する雇用者の数を記載すること。ただし、原子力発電施設等立地地域に係る申請については、製造業以外の業種の場合のみ記載すること。

様式第一号（その三）を次のように改める。

福島県知事 内堀雅雄

(その3)

法人事業税 課税免除 申請書 不均一課税										
課税免除の要件	業種	製造品目等①			※					
	地区又は地域内における事務所又は事業所の所在地②									
	新(増)設又は取得等設備の種類③									
	新(増)設又は取得等設備を事業の用に供した年月日				年 月 日					
	新(増)設又は取得等に係る一の生産設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額④				円					
	新(増)設設備に係る増加雇用者数(日々雇い入れられる者を除く。)⑤				人					
課税免除申請額⑥	事業年度	年 月 日 から		申告区分		確定 ・ 修正				
	区分		税率	福島県内分 (ア)		左のうち課税免除等分 (イ)		[参考] 差引納付額 (ア) - (イ) (ウ)		
				課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額	
	第一号 所得金額	年400万円以下の金額		100						
		年400万円を超え年800万円以下の金額		100						
		年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額		100						
		計		/						
	第二号	収入金額		100						
		第三号	所得金額		100					
	収入金額		100							
合計		/								
前回までの計⑦			/							
差引額計(⑥-⑦)⑧			/							
<p>上記の県税について、福島県税特別措置条例第 条の規定による 課税免除 不均一課税 を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者 所在地</p> <p style="text-align: center;">法人の名称</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">(この申請に係る担当者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話 局 番</p> <p>福島県 地方振興局長</p>										

添付書類

- 1 付表1 固定資産明細書
- 2 付表2 課税免除申請額の計算書（課税免除の申請の場合）
- 3 付表2の2 不均一課税申請額の計算額（不均一課税の申請の場合）
- 4 付表3 課税免除の比率の計算書
不均一課税
- 5 課税免除又は不均一課税に係る事務所又は事業所全体の建物、施設等の見取図（配置図を含む。）
- 6 法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表16「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し
- 7 その他参考となる書類

記載上の注意

- 1 ①欄は、製造業にあつては製造品目について、その他の業種にあつては取扱品目について具体的に記載すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 ②欄は、生産設備を有する事務所又は事業所の所在地を記載すること。
- 4 ③欄は、新（増）設又は取得等設備に係る種類のうち、主要なものについて記載すること。
- 5 ④欄は、付表1の取得価額の合計額を記載すること。
- 6 ⑤欄は、原子力発電施設等立地地域又は地方活力向上地域に係る申請に限り、製造業以外の業種の場合において、当該設備を事業の用に供したことに伴つて増加する雇用者の数を記載すること。（ただし、原子力発電施設等立地地域に係る申請については、製造業以外の業種の場合のみ記載すること。）
- 7 ⑥欄は、次により記載すること。
 - (1) 課税免除の申請の場合
 - ア 「福島県内分(ア)」欄は、付表2の「福島県内分」の「課税標準額」の項及び「税額」の項から、確定申告にあつては「確定申告②」欄、修正申告にあつては「差引③」欄の額をそれぞれ記載すること。
 - イ 「左のうち課税免除等分(イ)」欄は、付表2の「課税免除分」の「課税標準額」の項及び「税額」の項から、確定申告にあつては「確定申告②」欄、修正申告にあつては「差引③」欄の額をそれぞれ記載すること。ただし、付表2を2以上添付するときは、その合計額を記載すること。
 - ウ 「〔参考〕差引納付額(ウ)」欄は、課税標準額にあつては(ア)から(イ)を差し引いた額を記載し、税額にあつては課税標準額に税率を乗じて算出した額（それぞれの税率区分ごとに100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。）を記載すること。
 - (2) 不均一課税の申請の場合
 - ア 「福島県内分(ア)」欄は、付表2の2の「福島県内分」の「課税標準額(イ)」の項及び「税額(ウ)」の項から、確定申告にあつては「確定申告②」欄、修正申告にあつては「差引③」欄の額をそれぞれ記載すること。
 - イ 「左のうち課税免除等分(イ)」欄は、付表2の2の「新（増）設設備に係る分」の「課税標準額(オ)」の項及び「免除税額(ク)」の項から、確定申告にあつては「確定申告②」欄、修正申告にあつては「差引③」欄の額をそれぞれ記載すること。ただし、付表2の2を2以上添付するときは、その合計額を記載すること。
 - ウ 「〔参考〕差引納付額(ウ)」欄は、課税標準額にあつては(ア)に記載した額と同じ額、税額にあつては(ア)から(イ)を差し引いた額（100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。）をそれぞれ記載すること。
- 8 ⑦⑧欄は、修正申告の場合についてのみ記載すること。
- 9 この申請に係る事業年度と同じ事業年度において、別に新（増）設又は取得等設備を事業の用に供し、当該設備について、この申請に係る福島県税特別措置条例の規定以外の同条例の規定による法人事業税の課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする場合には、別に申請すること。

機名録一冊（ヤシロ）中「Fー」や「Gー」「新（増）設に係る一の生産設備」や「新（増）設若しくは取得等に係る一の生産設備又は設置した施設等」に於て「機名録一冊」の機名録（ヤシロ）に於て記載する。

4 ③欄は、原子力発電施設等立地地域又は地方活力向上地域に係る申請に限り、当該設備を事業の用に供したことに伴つて増加する雇用者の数を記載すること。ただし、原子力発電施設等立地地域に係る申請については、製造業以外の業種の場合のみ記載すること。

機名録一冊（ヤシロ）記載中の機名録（ヤシロ）に於て記載する。

6 ⑤⑥の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定めるものについて記載すること。

- (1) 過疎地域における県税の課税免除の場合 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第3号までに掲げる資産（建物及びその附属設備、構築物並びに機械及び装置）のうち、事業の用に直接供されているもの
- (2) 地域経済牽引事業促進区域における県税の課税免除である場合 所得税法施行令第6条第1号及び第2号又は法人税法施行令第13条第1号及び第2号に掲げる資産（建物及びその附属設備並びに構築物）及び当該家屋又は構築物の敷地である土地のうち、事業の用に直接供されているもの
- (3) (1)及び(2)以外の場合 所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げる資産（建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品）のうち、事業の用に直接供されているもの

機名録一冊（ヤシロ）に於て記載する。

機名録一冊（ヤシロ）に於て記載する。

1 「生産設備」とは、次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定めるものをいう。

- (1) 過疎地域における県税の課税免除の場合 所得税法施行令第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第3号までに掲げる資産（建物及びその附属設備、構築物並びに機械及び装置）のうち、事業の用に直接供されているもの
- (2) 上記以外の場合 所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げる資産（建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品）のうち、事業の用に直接供されているもの
- 2 「対象施設」とは、所得税法施行令第6条第1号及び第2号又は法人税法施行令第13条第1号及び第2号に掲げる資産（建物及びその附属設備並びに構築物）及び当該家屋又は構築物の敷地である土地のうち、事業の用に供されているものをいう。
- 3 この明細書を、（その2）、（その3）又は（その5）（地域経済牽引事業促進

区域における県税の課税免除である場合を除く。）に添付する場合は1の資産を記載し、（その5）（地域経済牽引事業促進区域における県税の課税免除である場合に限る。）に添付する場合は2の資産を記載すること。

機名録一冊付表二及び同様付表三の二を次のように改める。

付表2

課税免除申請額の計算書				申請 事業年度	. . . ~ . . .				
				比 率	新（増）設又は取得等 年目				
区 分				税率	福 島 県 内 分		課 税 免 除 分		
					課 税 標 準 額	税 額	課 税 標 準 額	税 額	
修 正 申 告 額 ①	第 一 号	所 得 金 額	年400万円以下の金額	— 100					
			年400万円を超え年800万円以下の金額	— 100					
			年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額	— 100					
			計 (個人の所得金額)	/					
	第 二 号	収 入 金 額	— 100						
	第 三 号	所 得 金 額	— 100						
		収 入 金 額	— 100						
	合 計				/				
	確 定 申 告 額 ②	第 一 号	所 得 金 額	年400万円以下の金額	— 100				
				年400万円を超え年800万円以下の金額	— 100				
				年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額	— 100				
				計 (個人の所得金額)	/				
第 二 号		収 入 金 額	— 100						
第 三 号		所 得 金 額	— 100						
		収 入 金 額	— 100						
合 計				/					
差 引 額 ③ ① — ②)		第 一 号	所 得 金 額	年400万円以下の金額	— 100				
				年400万円を超え年800万円以下の金額	— 100				
				年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額	— 100				
				計 (個人の所得金額)	/				
	第 二 号	収 入 金 額	— 100						
	第 三 号	所 得 金 額	— 100						
		収 入 金 額	— 100						
	合 計				/				

記載上の注意

- 1 この表は、付表3で算出した比率ごとに記載すること。
 - 2 「比率」欄は、該当する適用年度（1～3年度）を記載し、上記1の比率を記載すること。
 - 3 「課税免除分」の項は、福島県内分課税標準額に比率を乗じて課税免除分課税標準額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。）を算出し、これに税率を乗じて課税免除分税額を算出すること。
 - 4 「福島県内分」及び「課税免除分」の項の税額は、端数処理をしないこと。
 - 5 確定申告分について課税免除を受けようとする場合は、②の欄のみに記載すること。
 - 6 修正申告分について課税免除を受けようとする場合は、①②③の欄のすべてに記載すること。
 - 7 この申請書が個人事業税に係るものである場合には、「計（個人の所得金額）」の欄に記載すること。
-

付表2の2

不均一課税申請額の計算書

申 事 業 年 度	・ ・ ・ ・ ・
新 （ 増 ） 設	年 目

区 分	税率 (ア)	福 島 県 内 分		不 均 一 課 税 分					
		課税標準額(イ)	税額(ウ) ((ア)×(イ))	比率(エ)	課税標準額(オ) ((イ)×(エ))	税率に乘 じる割合 (カ)	不均一課税適用 税率(キ) ((ア)×(カ))	免除税額(ク) ((オ)×((ア)- (キ)))	
修 正 申 告 額 ①	第 一 号 所 得 金 額 計 (個人 の 所 得 金 額)	年400万円以下の金額	— 100						
		年400万円を超え年800万円以 下の金額	— 100						
		年800万円を超える金額又は 軽減税率不適用法人の金額	— 100						
		計	/						
	第 二 号	収 入 金 額	— 100						
	第 三 号	所 得 金 額	— 100						
		収 入 金 額	— 100						
	合 計		/	/	/	/	/	/	
	確 定 申 告 額 ②	第 一 号 所 得 金 額 計 (個人 の 所 得 金 額)	年400万円以下の金額	— 100					
			年400万円を超え年800万円以 下の金額	— 100					
			年800万円を超える金額又は 軽減税率不適用法人の金額	— 100					
			計	/					
第 二 号		収 入 金 額	— 100						
第 三 号		所 得 金 額	— 100						
		収 入 金 額	— 100						
合 計		/	/	/	/	/	/		
差 引 額 ③ ① ②		第 一 号 所 得 金 額 計 (個人 の 所 得 金 額)	年400万円以下の金額	— 100					
			年400万円を超え年800万円以 下の金額	— 100					
			年800万円を超える金額又は 軽減税率不適用法人の金額	— 100					
			計	/					
	第 二 号	収 入 金 額	— 100						
	第 三 号	所 得 金 額	— 100						
		収 入 金 額	— 100						
	合 計		/	/	/	/	/	/	

記載上の注意

- 1 この表は、付表3で算出した比率ごとに記載すること。
 - 2 「新(増)設」欄は、該当する適用年度(1~3年度)を記載すること。
 - 3 「比率(エ)」の欄は、上記1の比率を記載すること。
 - 4 「課税標準額(オ)」の欄の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。
 - 5 「免除税額(ク)」の欄の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げること。
 - 6 確定申告分について不均一課税を受けようとする場合は、②の欄のみに記載すること。
 - 7 修正申告分について不均一課税を受けようとする場合は、①②③の欄のすべてに記載すること。
 - 8 この申請書が個人事業税に係るものである場合には、「計(個人の所得金額)」の欄に記載すること。
-

様式第一号付表三記載上の注意5中「4捨5入」を「四捨五入」に改める。
様式第二号中「(第2条関係)」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県特別措置条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、それぞれ改正後の福島県特別措置条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県特別措置条例施行規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(税 務 課)

福島県規則第六十二号

福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の

一部を改正する規則

福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則(平成二十四年福島県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規

則

様式第一号(その一)中「コ」を削り、「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に改め、同様式(その二)を次のように改める。

(その2)

法人事業税課税免除申請書									
課税免除の要件	区分	特区法第37条第1項 特区法第39条第1項 特区法第40条第1項	事業内容①			※			
	新(増)設に係る対象施設等の所在地②								
	新(増)設に係る対象施設等の種類③								
	新(増)設に係る対象施設等を事業の用に供した年月日					年 月 日			
	新(増)設に係る一の対象施設等を構成する減価償却資産の取得価額の合計額④					円			
課税免除申請額⑤	事業年度	年 月 日 から 年 月 日 まで			申告区分		確定 ・ 修正		
	区 分		税率	福島県内分		左のうち課税免除等分		[参考] 差引納付額 (ア) - (イ) (ウ)	
				(ア)		(イ)		(ウ)	
				課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額
	第一号 所得金額	年400万円以下の金額		— 100					
		年400万円を超え年800万円以下の金額		— 100					
		年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額		— 100					
		計		/					
	第二号	収入金額		— 100					
	第三号	所得金額		— 100					
収入金額		— 100							
合 計		/							
前回までの計⑥			/						
差引額計 (⑤-⑥) ⑦			/						
<p>上記の県税について、福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例第2条の規定による課税免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者 所在地</p> <p style="text-align: center;">法人の名称</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">(この申請に係る担当者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話 局 番</p> <p>福島県 地方振興局長</p>									

添付書類

- 1 付表1 固定資産明細書
- 2 付表2 課税免除申請額の計算書
- 3 付表3 課税免除の比率の計算書
- 4 課税免除に係る対象施設等全体の見取図（配置図を含む。）
- 5 法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表16「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し
- 6 課税免除に係る東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第69号）第10条第3項に規定する指定書の写し
- 7 その他参考となる書類

記載上の注意

- 1 「区分」欄は、指定事業者又は指定法人に関する区分を丸で囲むこと。
- 2 ①欄は、指定書に記載された復興推進事業の内容を記載すること（例・・・水産食料品製造業、建築物整備事業等）。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 ②欄は、復興推進事業を行う事業所で事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物等を設置する住所を全て記載すること。
- 5 ③欄は、事業の用に供する新（増）設に係る対象施設等の種類のうち、主要なものについて記載すること。
- 6 ④欄は、付表1の取得価額の合計額を記載すること。
- 7 ⑤欄は、次により記載すること。
 - (1) 「福島県内分(ア)」欄は、付表2の「福島県内分」の「課税標準額」の項及び「税額」の項から、確定申告にあつては「確定申告②」欄、修正申告にあつては「差引③」欄の額をそれぞれ記載すること。
 - (2) 「左のうち課税免除等分(イ)」欄は、付表2の「課税免除分」の「課税標準額」の項及び「税額」の項から、確定申告にあつては「確定申告②」欄、修正申告にあつては「差引③」欄の額をそれぞれ記載すること。ただし、付表2を2以上添付するときは、その合計額を記載すること。
 - (3) 「〔参考〕差引納付額(ウ)」欄は、課税標準額にあつては(ア)から(イ)を差し引いた額を記載し、税額にあつては課税標準額に税率を乗じて算出した額（それぞれの税率区分ごとに100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。）を記載すること。
- 8 ⑥⑦欄は、修正申告の場合についてのみ記載すること。

様式第一号(その三)中「~~ア~~」を削り、「~~復興産業集積区域~~」を「~~特定復興産業集積区域~~」に改め、同様式記載上の注意5中「~~復興産業集積区域~~」を「~~特定復興産業集積区域~~」に改め、同様式記載上の注意7及び同様式付表1記載上の注意(1)中「~~表の第1号~~」を削り、同様式付表2を次のように改める。

付表2

課税免除申請額の計算書				申 請 事業年度		. . . ~ . . .		
				比 率		新(増)設 年目		
区 分				福 島 県 内 分		課 税 免 除 分		
				課 税 標 準 額		税 額		課 税 標 準 額
修 正 申 告 額 ①	第 一 号 所 得 金 額	年400万円以下の金額	— 100					
		年400万円を超え年800万円以下の金額	— 100					
		年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額	— 100					
		計 (個人の所得金額)	/					
	第 二 号	収 入 金 額	— 100					
	第 三 号	所 得 金 額	— 100					
		収 入 金 額	— 100					
	合 計			/	/	/	/	
	確 定 申 告 額 ②	第 一 号 所 得 金 額	年400万円以下の金額	— 100				
			年400万円を超え年800万円以下の金額	— 100				
年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額			— 100					
計 (個人の所得金額)			/					
第 二 号		収 入 金 額	— 100					
第 三 号		所 得 金 額	— 100					
		収 入 金 額	— 100					
合 計			/	/	/	/		
差 引 額 ③ (① — ②)		第 一 号 所 得 金 額	年400万円以下の金額	— 100				
			年400万円を超え年800万円以下の金額	— 100				
	年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額		— 100					
	計 (個人の所得金額)		/					
	第 二 号	収 入 金 額	— 100					
	第 三 号	所 得 金 額	— 100					
		収 入 金 額	— 100					
	合 計			/	/	/	/	

記載上の注意

- 1 この表は、付表3で算出した比率ごとに記載すること。
 - 2 「比率」欄は、該当する適用年度（1～5年度）を記載し、上記1の比率を記載すること。
 - 3 「課税免除分」の項は、福島県内分課税標準額に比率を乗じて課税免除分課税標準額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。）を算出し、これに税率を乗じて課税免除分税額を算出すること。
 - 4 「福島県内分」及び「課税免除分」の項の税額は、端数処理をしないこと。
 - 5 確定申告分について課税免除を受けようとする場合は、②の欄のみに記載すること。
 - 6 修正申告分について課税免除を受けようとする場合は、①②③の欄のすべてに記載すること。
 - 7 この申請書が個人事業税に係るものである場合には、「計（個人の所得金額）」の欄に記載すること。
-

様式第一号付表三記載上の注意5中「4捨5入」を「四捨五入」に改める。
様式第二号中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、それぞれ改正後の福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(税 務 課)

福島県規則第六十三号

福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成二十五年福島県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（その一）中「コ」を削り、「対策施設等」を「企業立地施設等又は復興再生施設等」に、「第2条」を「第3条」に改め、同様式（その二）を次のように改める。

(その2)

法人事業税課税免除申請書										
課税免除の要件	区分	企業立地促進区域 避難解除区域等	事業内容①							※
	新(増)設に係る企業立地施設等又は復興再生施設等の所在地②									
	新(増)設に係る企業立地施設等又は復興再生施設等の種類③									
	新(増)設に係る企業立地施設等又は復興再生施設等を事業の用に供した年月日			年 月 日						
	新(増)設に係る企業立地施設等又は復興再生施設等の取得価額の合計額④			円						
課税免除申請額⑤	事業年度	年 月 日 から 年 月 日 まで		申告区分	確定 ・ 修正					
	区 分		税率	福島県内分 (ア)		左のうち課税免除等分 (イ)		[参考] 差引納付額 (ア) - (イ) (ウ)		
				課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額	
	第一号 所得金額	年400万円以下の金額		—	100					
		年400万円を超え年800万円以下の金額		—	100					
		年800万円を超える金額又は 軽減税率不適用法人の金額		—	100					
		計		/						
	第二号	収入金額		—	100					
	第三号	所得金額		—	100					
		収入金額		—	100					
合 計		/								
前回までの計⑥			/							
差引額計 (⑤-⑥) ⑦			/							
<p>上記の県税について、福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例第 条の規定による課税免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者 所在地</p> <p style="text-align: center;">法人の名称</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">(この申請に係る担当者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話 局 番</p> <p>福島県 地方振興局長</p>										

添付書類

- 1 付表1 固定資産明細書
- 2 付表2 課税免除申請額の計算書
- 3 付表3 課税免除の比率の計算書
- 4 課税免除に係る企業立地施設等又は復興再生施設等全体の見取図（配置図を含む。）
- 5 法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表16「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し
- 6 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第20条第3項の規定に基づく認定書の写し（企業立地促進区域に係る申請に限る。）
- 7 その他参考となる書類

記載上の注意

- 1 「区分」欄は、該当する区分を○で囲むこと。
- 2 ①欄は、区分欄が企業立地促進区域である場合のみ、認定された避難解除等区域復興再生推進事業実施計画における事業の名称を記載すること。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 ②欄は、付表1の企業立地施設等又は復興再生施設等の設置する住所を全て記載すること。
- 5 ③欄は、付表1の企業立地施設等又は復興再生施設等の種類のうち、主要なものについて記載すること。
- 6 ④欄は、付表1の取得価額の合計額を記載すること。
- 7 ⑤欄は、次により記載すること。
 - (1) 「福島県内分(ア)」欄は、付表2の「福島県内分」の「課税標準額」の項及び「税額」の項から、確定申告にあっては「確定申告②」欄、修正申告にあっては「差引③」欄の額をそれぞれ記載すること。
 - (2) 「左のうち課税免除等分(イ)」欄は、付表2の「課税免除分」の「課税標準額」の項及び「税額」の項から、確定申告にあっては「確定申告②」欄、修正申告にあっては「差引③」欄の額をそれぞれ記載すること。ただし、付表2を2以上添付するときは、その合計額を記載すること。
 - (3) 「〔参考〕差引納付額(ウ)」欄は、課税標準額にあっては(ア)から(イ)を差し引いた額を記載し、税額にあっては課税標準額に税率を乗じて算出した額（それぞれの税率区分ごとに100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。）を記載すること。
- 8 ⑥⑦欄は、修正申告の場合についてのみ記載すること。

様式第二号(その三)中「コ」を削り、同様式付表一記載上の注意1中「第10条の2第1項」、「第17条の2の2第1項」及び「第25条の2の2第1項」の次に「第1号の第5欄」を加え、同様式付表一を次のように改める。

付表2

課税免除申請額の計算書				申 請 事 業 年 度		. . . ~ . . .			
				比 率		新 (増) 設 年 目			
区 分				税 率	福 島 県 内 分		課 税 免 除 分		
					課 税 標 準 額		税 額		課 税 標 準 額
修 正 申 告 額 ①	第 一 号	所 得 金 額	年400万円以下の金額	— 100					
			年400万円を超え年800万円以下の金額	— 100					
			年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額	— 100					
			計 (個人 の 所 得 金 額)	— 100					
	第 二 号	所 得 金 額	収 入 金 額	— 100					
			所 得 金 額	— 100					
			収 入 金 額	— 100					
	合 計				— 100				
	確 定 申 告 額 ②	第 一 号	所 得 金 額	年400万円以下の金額	— 100				
				年400万円を超え年800万円以下の金額	— 100				
				年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額	— 100				
				計 (個人 の 所 得 金 額)	— 100				
第 二 号		所 得 金 額	収 入 金 額	— 100					
			所 得 金 額	— 100					
			収 入 金 額	— 100					
合 計				— 100					
差 引 額 ③ (① — ②)		第 一 号	所 得 金 額	年400万円以下の金額	— 100				
				年400万円を超え年800万円以下の金額	— 100				
				年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額	— 100				
				計 (個人 の 所 得 金 額)	— 100				
	第 二 号	所 得 金 額	収 入 金 額	— 100					
			所 得 金 額	— 100					
			収 入 金 額	— 100					
	合 計				— 100				

記載上の注意

- 1 この表は、付表3で算出した比率ごとに記載すること。
- 2 「比率」欄は、該当する適用年度（1～5年度）を記載し、上記1の比率を記載すること。
- 3 「課税免除分」の項は、福島県内分課税標準額に比率を乗じて課税免除分課税標準額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。）を算出し、これに税率を乗じて課税免除分税額を算出すること。
- 4 「福島県内分」及び「課税免除分」の項の税額は、端数処理をしないこと。
- 5 確定申告分について課税免除を受けようとする場合は、②の欄のみに記載すること。
- 6 修正申告分について課税免除を受けようとする場合は、①②③の欄のすべてに記載すること。
- 7 この申請書が個人事業税に係るものである場合には、「計（個人の所得金額）」の欄に記載すること。

様式第一号付表三記載上の注意4中「4捨5入」を「四捨五入」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、それぞれ改正後の福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(税 務 課)

福島県規則第六十四号

福島県特定事業活動振興計画に基づく県税の課税免除に関する条例施行規則

福島県特定事業活動振興計画に基づく県税の課税免除に関する条例（令和三年福島県条例第五十八号）第四条に規定する規則で定める様式の申請書は様式第一号とし、同条例第五条第二項に規定する規則で定める様式の申請書は様式第二号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号
(その1)

個人事業税課税免除申請書				
課税免除の要件	区 分	特定事業活動振興計画	事業内容①	※
	新（増）設に係る特定事業活動施設等の所在地②			
	新（増）設に係る特定事業活動施設等の種類③			
	新（増）設に係る特定事業活動施設等を事業の用に供した年月日			年 月 日
課税免除を受ける課税年度		年度	申告区分	確定 ・ 修正
<p>上記の県税について、福島県特定事業活動振興計画に基づく県税の課税免除に関する条例第2条の規定による課税免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">電 話 局 番</p> <p>福島県 地方振興局長</p>				

添付書類

- 1 付表1 固定資産明細書
- 2 付表3 課税免除の比率の計算
- 3 課税免除に係る特定事業活動施設等全体の見取図（配置図を含む。）
- 4 福島復興再生特別措置法施行規則（平成24年復興庁令第3号）第38条第3項に規定する指定書の写し
- 5 その他参考となる書類

記載上の注意

- 1 ①欄は、指定を受ける際に提出した特定事業活動指定事業者事業実施計画の1. (3) (=)に記載した事業の属する業種名（中分類）を記載すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 ②欄は、付表1の特定事業活動施設等を設置する住所を全て記載すること。
- 4 ③欄は、付表1の特定事業活動施設等の種類のうち、主要なものについて記載すること。

(その2)

法人事業税課税免除申請書										
課税免除の要件	区分	特定事業活動振興計画	事業内容①							※
	新(増)設に係る特定事業活動施設等の所在地②									
	新(増)設に係る特定事業活動施設等の種類③									
	新(増)設に係る特定事業活動施設等を事業の用に供した年月日			年 月 日						
	新(増)設に係る特定事業活動施設等の取得価額の合計額④			円						
課税免除申請額⑤	事業年度	年 月 日 から	年 月 日 まで	申告区分	確定 ・ 修正					
	区 分		税率	福島県内分(ア)		左のうち課税免除等分(イ)		[参考] 差引納付額((ア)-(イ))(ウ)		
				課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額	
	第一号 所得金額	年400万円以下の金額		—	100					
		年400万円を超え年800万円以下の金額		—	100					
		年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額		—	100					
		計		/						
	第二号	収入金額		—	100					
		第三号	所得金額		—	100				
	収入金額		—	100						
合 計		/								
前回までの計⑥			/							
差引額計 (⑤-⑥) ⑦			/							
<p>上記の県税について、福島県特定事業活動振興計画に基づく県税の課税免除に関する条例第2条の規定による課税免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者 所在地</p> <p style="text-align: center;">法人の名称</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">(この申請に係る担当者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話 局 番</p> <p>福島県 地方振興局長</p>										

添付書類

- 1 付表1 固定資産明細書
- 2 付表2 課税免除申請額の計算書
- 3 付表3 課税免除の比率の計算書
- 4 課税免除に係る特定事業活動施設等全体の見取図（配置図を含む。）
- 5 法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表16「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し
- 6 福島復興再生特別措置法施行規則（平成24年復興庁令第3号）第38条第3項に規定する指定書の写し
- 7 その他参考となる書類

記載上の注意

- 1 ①欄は、指定を受ける際に提出した特定事業活動指定事業者事業実施計画の1.(3)(ニ)に記載した事業の属する業種名（中分類）を記載すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 ②欄は、付表1の特定事業活動施設等を設置する住所を全て記載すること。
- 4 ③欄は、付表1の特定事業活動施設等の種類のうち、主要なものについて記載すること。
- 5 ④欄は、付表1の取得価額の合計額を記載すること。
- 6 ⑤欄は、次により記載すること。
 - (1) 「福島県内分(ア)」欄は、付表2の「福島県内分」の「課税標準額」の項及び「税額」の項から、確定申告にあつては「確定申告②」欄、修正申告にあつては「差引③」欄の額をそれぞれ記載すること。
 - (2) 「左のうち課税免除等分(イ)」欄は、付表2の「課税免除分」の「課税標準額」の項及び「税額」の項から、確定申告にあつては「確定申告②」欄、修正申告にあつては「差引③」欄の額をそれぞれ記載すること。ただし、付表2を2以上添付するときは、その合計額を記載すること。
 - (3) 「〔参考〕差引納付額(ウ)」欄は、課税標準額にあつては(ア)から(イ)を差し引いた額を記載し、税額にあつては課税標準額に税率を乗じて算出した額（それぞれの税率区分ごとに100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。）を記載すること。
- 7 ⑥⑦欄は、修正申告の場合についてのみ記載すること。

(その3)

不動産取得税・固定資産税（大規模の償却資産）課税免除申請書							
課税免除の要件	区分	特定事業活動振興計画	事業内容①		※		
	新（増）設に係る特定事業活動施設等の取得価額の合計額②				円		
課税免除を受けようとする 不動産取得税	年度又は事業年度		年度	年 月 日から 年 月 日まで			
	土地 ③	所在地・地番	地目	面積	取得年月日	取得価額	建物の建設着手年月日
				㎡	年 月 日		年 月 日
					年 月 日		年 月 日
	家屋 ④	所在地・家屋番号	構造	用途	延べ床面積	取得年月日	取得価額
					㎡	年 月 日	年 月 日
						年 月 日	年 月 日
						年 月 日	年 月 日
						年 月 日	年 月 日
	償却資産 ⑤	設備の種類		数量	取得年月日	取得価額	事業の用に供した年月日
			年 月 日		年 月 日		
			年 月 日		年 月 日		
<p>上記の県税について、福島県特定事業活動振興計画に基づく県税の課税免除に関する条例第2条の規定による課税免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所又は所在地</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">（この申請に係る担当者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">電話 局 番</p> <p>福島県 地方振興局長</p>							

添付書類

- 1 付表1 固定資産明細書
- 2 見取図（課税免除対象となる不動産が明示されているもの）
- 3 福島復興再生特別措置法施行規則（平成24年復興庁令第3号）第38条第3項に規定する指定書の写し
- 4 その他参考となる書類

記載上の注意

- 1 ①欄は、指定を受ける際に提出した特定事業活動指定事業者事業実施計画の1.(3)(ニ)に記載した事業の属する業種名（中分類）を記載すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 ②欄は、付表1の取得価額の合計額を記載すること。
- 4 ③欄は、④欄の家屋及び⑤欄の償却資産の敷地について記載すること。
- 5 ④⑤の欄は、付表1の特定事業活動施設等について記載すること。

付表2

課税免除申請額の計算書				申 請 事 業 年 度		. . . ~ . . .		
				比 率		新 (増) 設 年 目		
区 分				福 島 県 内 分		課 税 免 除 分		
				課 税 標 準 額		課 税 標 準 額		
税 率								
修 正 申 告 額 ①	所 得 金 額	年400万円以下の金額	— 100					
		年400万円を超え年800万円以下の金額	— 100					
		年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額	— 100					
		計 (個 人 の 所 得 金 額)	/					
	第 二 号	収 入 金 額	— 100					
	第 三 号	所 得 金 額	— 100					
		収 入 金 額	— 100					
	合 計			/				
	確 定 申 告 額 ②	所 得 金 額	年400万円以下の金額	— 100				
			年400万円を超え年800万円以下の金額	— 100				
			年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額	— 100				
			計 (個 人 の 所 得 金 額)	/				
第 二 号		収 入 金 額	— 100					
第 三 号		所 得 金 額	— 100					
		収 入 金 額	— 100					
合 計			/					
差 引 額 ③ (① — ②)		所 得 金 額	年400万円以下の金額	— 100				
			年400万円を超え年800万円以下の金額	— 100				
			年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額	— 100				
			計 (個 人 の 所 得 金 額)	/				
	第 二 号	収 入 金 額	— 100					
	第 三 号	所 得 金 額	— 100					
		収 入 金 額	— 100					
	合 計			/				

記載上の注意

- 1 この表は、付表3で算出した比率ごとに記載すること。
 - 2 「比率」欄は、該当する適用年度（1～5年度）を記載し、上記1の比率を記載すること。
 - 3 「課税免除分」の項は、福島県内分課税標準額に比率を乗じて課税免除分課税標準額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。）を算出し、これに税率を乗じて課税免除分税額を算出すること。
 - 4 「福島県内分」及び「課税免除分」の項の税額は、端数処理をしないこと。
 - 5 確定申告分について課税免除を受けようとする場合は、②の欄のみに記載すること。
 - 6 修正申告分について課税免除を受けようとする場合は、①②③の欄のすべてに記載すること。
 - 7 この申請書が個人事業税に係るものである場合には、「計（個人の所得金額）」の欄に記載すること。
-

付表 3 課税免除の比率の計算書

区分	前期末	年 月 日 ~ 年 月 日												計	分割基準計算後の数
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
当期新(増)設設備に係る分														0	(ア)
前増設	年 月 日													0	(イ)
前増設	年 月 日													0	(ロ)
前増設	年 月 日													0	(ハ)
前増設	年 月 日													0	(ニ)
前増設	年 月 日													0	(ホ)
その他の従業者数														0	(ヘ)
当期分	(ア)	(イ)												(ロ)	(ア)+(イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)+(ホ)+(ヘ)
前増設	(イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)+(ホ)+(ヘ)	(ロ)												(ハ)	(イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)+(ホ)+(ヘ)+(ハ)
比 率	前増設 年 月 日	前増設 年 月 日													(イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)+(ホ)+(ヘ)+(ハ)

記載上の注意

- 1 「当期新（増）設備に係る従業者数」欄は、当該新設し、又は増設した施設又は設備のうち特定事業活動施設等に係る従業者の数を記載すること。
- 2 「その他の従業者数」欄は、当該施設又は設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の従業者のうち、1に規定する従業者以外の従業者の数を記載すること。
- 3 「分割基準計算後の数（（ア）～（カ））」欄は、次により算出した数値を記載すること。
 - (1) 事業年度（年）の末日現在における従業者数。ただし、次に掲げる場合はそれぞれの数値とし、ア及びイに該当する場合にはイにより、ア及びウ又はイ及びウに該当する場合にはウによること。

ア 事業年度（年）の途中で特定事業活動施設等が新（増）設された場合の従業者数

$$= \frac{\text{事業年度（年）の末日までの月数}}{\text{事業年度（年）の月数}} \times \text{新（増）設された日から事業年度（年）の末日までの月数}$$

イ 事業年度（年）の途中で新（増）設特定事業活動施設等が廃棄、売却等された場合の従業者数

$$= \frac{\text{事業年度（年）の月数}}{\text{事業年度（年）の月数}} \times \frac{\text{廃棄、売却等された日までの月数}}{\text{事業年度（年）の月数}}$$

ウ 事業年度に属する各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える場合の従業者数

$$= \frac{\text{事業年度（年）の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{事業年度（年）の月数}}$$
 - (2) 上記計算において、1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。
 - (3) 月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは切り上げる。
 - (4) 資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場である事務所又は事業所にあつては、(1)により算出した数値に当該数値（当該数値が奇数である場合には、当該数値に1を加えた数値）の2分の1に相当する数値を加えた数値を記載すること。
- 4 比率は、新（増）設のあつた事業年度ごとに算出し、小数点以下第4位を四捨五入して記載すること。

様式第2号

納期限延長申請書					
新（増）設者	住所又は所在地				
	氏名又は名称及び代表者氏名	青色申告者又は連結申告法人の別		業種	
新（増）設家屋の敷地となる土地	取得年月日	年 月 日			
	表 示				
新（増）設家屋の建設着手予定年月日		年 月 日			
不動産取得税の税額		年度			円
本来の納期限	年 月 日	延長を要する期間	納期限の翌日から 年 月 日まで		
<p>上記の土地に係る不動産取得税については、福島県特定事業活動振興計画に基づく県税の課税免除に関する条例第2条の規定の適用があるものと考えられますので、同条例第5条第1項の規定により、当該不動産取得税の納期限を延長してください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所又は所在地</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">（この申請に係る担当者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">電話 局 番</p> <p>福島県 地方振興局長</p>					

福島県規則第六十五号

福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく県税の課税免除に関する条

例施行規則

福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく県税の課税免除に関する条例（令和三年福島県条例第五十九号）第四条に規定する規則で定める様式の申請書は様式第一号とし、同条例第五条第二項に規定する規則で定める様式の申請書は様式第二号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号
(その1)

個人事業税課税免除申請書				
課税免除の要件	区分	新産業創出等推進事業促進計画	事業内容①	※
	新（増）設に係る新産業創出等推進事業施設等の所在地②			
	新（増）設に係る新産業創出等推進事業施設等の種類③			
	新（増）設に係る新産業創出等推進事業施設等を事業の用に供した年月日			年 月 日
課税免除を受ける課税年度		年度	申告区分	確定 ・ 修正
<p>上記の県税について、福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく県税の課税免除に関する条例第2条の規定による課税免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">電 話 局 番</p> <p>福島県 地方振興局長</p>				

添付書類

- 1 付表1 固定資産明細書
- 2 付表3 課税免除の比率の計算
- 3 課税免除に係る新産業創出等推進事業施設等全体の見取図（配置図を含む。）
- 4 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第85条の2第3項の規定に基づく認定書の写し
- 5 その他参考となる書類

記載上の注意

- 1 ①欄は、認定を受ける際に提出した新産業創出等推進事業実施計画の2. (3) (=)に記載した事業の属する業種名（中分類）を記載すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 ②欄は、付表1の新産業創出等推進事業施設等を設置する住所を全て記載すること。
- 4 ③欄は、付表1の新産業創出等推進事業施設等の種類のうち、主要なものについて記載すること。

(その2)

法人事業税課税免除申請書										
課税免除の要件	区分	新産業創出等推進事業促進計画		事業内容①			※			
	新(増)設に係る新産業創出等推進事業施設等の所在地②									
	新(増)設に係る新産業創出等推進事業施設等の種類③									
	新(増)設に係る新産業創出等推進事業施設等を事業の用に供した年月日						年 月 日			
	新(増)設に係る新産業創出等推進事業施設等の取得価額の合計額④									円
課税免除申請額⑤	事業年度	年 月 日 から 年 月 日まで			申告区分		確定 ・ 修正			
	区 分		税 率	福島県内分(ア)		左のうち課税免除等分(イ)		[参考] 差引納付額 (ア)-(イ)(ウ)		
				課 税 標 準 額	税 額	課 税 標 準 額	税 額	課 税 標 準 額	税 額	
	第一号 所得金額	年400万円以下の金額		— 100						
		年400万円を超え年800万円以下の金額		— 100						
		年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額		— 100						
		計		/						
	第二号	収入金額		— 100						
		第三号	所得金額		— 100					
	収入金額		— 100							
合 計		/								
前回までの計⑥			/							
差引額計 (⑤-⑥) ⑦			/							
<p>上記の県税について、福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく県税の課税免除に関する条例第2条の規定による課税免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者 所在地</p> <p style="text-align: center;">法人の名称</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">(この申請に係る担当者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話 局 番</p> <p>福島県 地方振興局長</p>										

添付書類

- 1 付表1 固定資産明細書
- 2 付表2 課税免除申請額の計算書
- 3 付表3 課税免除の比率の計算書
- 4 課税免除に係る新産業創出等推進事業施設等全体の見取図（配置図を含む。）
- 5 法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表16「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し
- 6 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第85条の2第3項の規定に基づく認定書の写し
- 7 その他参考となる書類

記載上の注意

- 1 ①欄は、認定を受ける際に提出した新産業創出等推進事業実施計画の2.(3)(ニ)に記載した事業の属する業種名（中分類）を記載すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 ②欄は、付表1の新産業創出等推進事業施設等を設置する住所を全て記載すること。
- 4 ③欄は、付表1の新産業創出等推進事業施設等の種類のうち、主要なものについて記載すること。
- 5 ④欄は、付表1の取得価額の合計額を記載すること。
- 6 ⑤欄は、次により記載すること。
 - (1) 「福島県内分(ア)」欄は、付表2の「福島県内分」の「課税標準額」の項及び「税額」の項から、確定申告にあつては「確定申告②」欄、修正申告にあつては「差引③」欄の額をそれぞれ記載すること。
 - (2) 「左のうち課税免除等分(イ)」欄は、付表2の「課税免除分」の「課税標準額」の項及び「税額」の項から、確定申告にあつては「確定申告②」欄、修正申告にあつては「差引③」欄の額をそれぞれ記載すること。ただし、付表2を2以上添付するときは、その合計額を記載すること。
 - (3) 「〔参考〕差引納付額(ウ)」欄は、課税標準額にあつては(ア)から(イ)を差し引いた額を記載し、税額にあつては課税標準額に税率を乗じて算出した額（それぞれの税率区分ごとに100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。）を記載すること。
- 7 ⑥⑦欄は、修正申告の場合についてのみ記載すること。

(その3)

不動産取得税・固定資産税（大規模の償却資産）課税免除申請書							
課税免除の要件	区分	新産業創出等推進事業促進計画		事業内容①	※		
	新② (増)設に係る新産業創出等推進事業施設等の取得価額の合計額						円
課税免除を受けようとする 不動産取得税	年度又は事業年度		年度	年 月 日から 年 月 日まで			
	土地③	所在地・地番	地目	面積	取得年月日	取得価額	建物の建設着手年月日
				㎡	年 月 日		年 月 日
					年 月 日		年 月 日
	家屋④	所在地・家屋番号	構造	用途	延べ床面積	取得年月日	事業の用に供した年月日
					㎡	年 月 日	年 月 日
						年 月 日	年 月 日
						年 月 日	年 月 日
						年 月 日	年 月 日
	償却資産⑤	設備の種類		数量	取得年月日	取得価額	事業の用に供した年月日
			年 月 日		年 月 日		
			年 月 日		年 月 日		
<p>上記の県税について、福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく県税の課税免除に関する条例第2条の規定による課税免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所又は所在地</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">(この申請に係る担当者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話 局 番</p> <p>福島県 地方振興局長</p>							

添付書類

- 1 付表1 固定資産明細書
- 2 見取図（課税免除対象となる不動産が明示されているもの）
- 3 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第85条の2第3項の規定に基づく認定書の写し
- 4 その他参考となる書類

記載上の注意

- 1 ①欄は、認定を受ける際に提出した新産業創出等推進事業実施計画の2.(3)(ニ)に記載した事業の属する業種名（中分類）を記載すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 ②欄は、付表1の取得価額の合計額を記載すること。
- 4 ③欄は、④欄の家屋及び⑤欄の償却資産の敷地について記載すること。
- 5 ④⑤の欄は、付表1の新産業創出等推進事業施設等について記載すること。

付表2

課税免除申請額の計算書				申 請 事業年度		. . . ~ . . .			
				比 率	新(増)設	年目			
区 分				税率	福 島 県 内 分		課 税 免 除 分		
					課 税 標 準 額	税 額	課 税 標 準 額	税 額	
修 正 申 告 額 ①	第一号 所得 金額	所	年400万円以下の金額	— 100					
			年400万円を超え年800万円以下の金額	— 100					
			年800万円を超える金額又は 軽減税率不適用法人の金額	— 100					
			計 (個人の所得金額)	/					
	第二号	收	入 金 額	— 100					
	第三号	所	得 金 額	— 100					
		收	入 金 額	— 100					
	合 計				/	/	/	/	
	確 定 申 告 額 ②	第一号 所得 金額	所	年400万円以下の金額	— 100				
				年400万円を超え年800万円以下の金額	— 100				
				年800万円を超える金額又は 軽減税率不適用法人の金額	— 100				
				計 (個人の所得金額)	/				
第二号		收	入 金 額	— 100					
第三号		所	得 金 額	— 100					
		收	入 金 額	— 100					
合 計				/	/	/	/		
差 引 額 ③ ① ②		第一号 所得 金額	所	年400万円以下の金額	— 100				
				年400万円を超え年800万円以下の金額	— 100				
				年800万円を超える金額又は 軽減税率不適用法人の金額	— 100				
				計 (個人の所得金額)	/				
	第二号	收	入 金 額	— 100					
	第三号	所	得 金 額	— 100					
		收	入 金 額	— 100					
	合 計				/	/	/	/	

記載上の注意

- 1 この表は、付表3で算出した比率ごとに記載すること。
 - 2 「比率」欄は、該当する適用年度（1～5年度）を記載し、上記1の比率を記載すること。
 - 3 「課税免除分」の項は、福島県内分課税標準額に比率を乗じて課税免除分課税標準額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。）を算出し、これに税率を乗じて課税免除分税額を算出すること。
 - 4 「福島県内分」及び「課税免除分」の項の税額は、端数処理をしないこと。
 - 5 確定申告分について課税免除を受けようとする場合は、②の欄のみに記載すること。
 - 6 修正申告分について課税免除を受けようとする場合は、①②③の欄のすべてに記載すること。
 - 7 この申請書が個人事業税に係るものである場合には、「計（個人の所得金額）」の欄に記載すること。
-

付表 3

課税免除の比率の計算書

区分	前期末	年 月 日 ~ 年 月 日												計	分割基準計算後の数	
		月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末			
当期新(増)設設備に係る分															0	(7)
前期以前分	新増設	年 月 日													0	(1)
		年 月 日													0	(7)
前期以前分	新増設	年 月 日													0	(1)
		年 月 日													0	(7)
その他の従業者数	新増設	年 月 日													0	(1)
		年 月 日													0	(7)
当期分	新増設	年 月 日													(7)	(7)
		年 月 日													(7)	(7)
比率	新増設	年 月 日	$\frac{(7) + (1) + (7) + (1) + (7) + (1) + (7) + (1) + (7) + (1) + (7) + (1) + (7) + (1)}{(7)}$													
		年 月 日	$\frac{(7) + (1) + (7) + (1) + (7) + (1) + (7) + (1) + (7) + (1) + (7) + (1) + (7) + (1)}{(7)}$													

記載上の注意

- 1 「当期新（増）設備に係る従業員数」欄は、当該新設し、又は増設した施設又は設備のうち新産業創出等推進事業施設等に係る従業員の数を記載すること。
- 2 「その他の従業員数」欄は、当該施設又は設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の従業員のうち、1に規定する従業員以外の従業員の数を記載すること。
- 3 「分割基準計算後の数（ア）～（カ）」欄は、次により算出した数値を記載すること。
 - (1) 事業年度（年）の末日現在における従業員数。ただし、次に掲げる場合はそれぞれの数値とし、ア及びイに該当する場合にはイにより、ア及びウ又はイ及びウに該当する場合にはウによること。
 - ア 事業年度（年）の途中で新産業創出等推進事業施設等が新（増）設された場合の従業員数

$$= \text{事業年度（年）の末日現在の従業員数} \times \frac{\text{新（増）設された日から事業年度（年）の末日までの月数}}{\text{事業年度（年）の月数}}$$
 - イ 事業年度（年）の途中で新（増）設新産業創出等推進事業施設等が廃棄、売却等された場合の従業員数

$$= \text{廃棄、売却等された月の前月末現在の従業員数} \times \frac{\text{廃棄、売却等された日までの月数}}{\text{事業年度（年）の月数}}$$
 - ウ 事業年度に属する各月の末日現在の従業員数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える場合の従業員数

$$= \frac{\text{事業年度（年）の各月の末日現在の従業員数を合計した数}}{\text{事業年度（年）の月数}}$$
 - (2) 上記計算において、1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。
 - (3) 月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは切り上げる。
 - (4) 資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場である事務所又は事業所にあつては、(1)により算出した数値に当該数値（当該数値が奇数である場合には、当該数値に1を加えた数値）の2分の1に相当する数値を加えた数値を記載すること。
- 4 比率は、新（増）設のあつた事業年度ごとに算出し、小数点以下第4位を四捨五入して記載すること。

様式第2号

納期限延長申請書					
新(増)設者	住所又は所在地				
	氏名又は名称及び代表者氏名	青色申告者又は連結申告法人の別		業種	
新(増)設家屋の敷地となる土地	取得年月日	年 月 日			
	表示				
新(増)設置家屋の建設着手予定年月日		年 月 日			
不動産取得税の税額		年度			円
本来の納期限	年 月 日	延長を要する期間	納期限の翌日から 年 月 日まで		
<p>上記の土地に係る不動産取得税については、福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく県税の課税免除に関する条例第2条の規定の適用があるものと考えられますので、同条例第5条第1項の規定により、当該不動産取得税の納期限を延長してください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所又は所在地</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">(この申請に係る担当者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話 局 番</p> <p>福島県 地方振興局長</p>					

福島県規則第六十六号

福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(税 務 課)

法律施行細則の一部を改正する規則

福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(昭和三十七年福島県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第百十五条において準用する農林省令第五条」を「第九十五条」に改める。
 第三条第一項及び第二項中「第七条第三項」を「第七条第四項」に、「第二十八条第三項」を「第二十八条第四項」に、「第三十五条第三項」を「第三十五条第四項」に改める。

第四条第一項中「三月三十一日」を「一月三十一日」に改める。

第九条中「第百五十九条の五第一項」を「第百五十九条の五」に、「同項第二号」を「同条」に改める。

第十五条中「又は医療機器」を「、医療機器又は再生医療等製品」に、「除くほか」を「除き」に改め、「当該提出に係る書類が第五条の配置従事届若しくは」を削る。

附 則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

(薬 務 課)

福島県規則第六十七号

福島県林業研究センター使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

福島県林業研究センター使用料及び手数料条例施行規則(平成十二年福島県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「条例第四条の規定により」を削り、「又は手数料」の下に「(受講手数料を除く。)」を加える。

第五条中「様式第五号」を「様式第八号」に改め、同条を第九条とし、第四条を第八条とし、同条の前に次の四条を加える。

(受講手数料の免除の要件)

第四条 受講手数料の免除を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 受講手数料を主として負担している者(以下「受講手数料負担者」という。)が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による生活扶助を受けている場合又は受けるに至った場合

二 受講手数料負担者が天災、火災その他の災害により著しく損害を受けた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、特に受講手数料を免除する必要があると認められる場合

(受講手数料の免除の手続)

第五条 受講手数料の免除を受けようとする者は、受講手数料免除申請書(様式第五号)を受講手数料の納入期限までに提出して行わなければならない。

2 前項の受講手数料免除申請書には、前条第一号又は第二号に該当する者にあつては次に掲げる書類、同条第三号に該当する者にあつては第一号に掲げる書類を添えなければならない。

一 受講手数料負担者の経済状況調査書(様式第六号)

二 前条第一号又は第二号に該当する者であることを証する関係官公署の長の証明書
 3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(受講手数料の免除の決定及び通知)

第六条 知事は、前条第一項の受講手数料免除申請書の提出があつた場合において、当該申請書の審査により受講手数料の免除をすべきであると認めるときは、当該免除すべき額を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(受講手数料の免除事由消滅届)

第七条 前条の規定により受講手数料の免除を受けた者は、当該免除に係る事由が消滅したときは、受講手数料免除事由消滅届(様式第七号)により、知事に届け出なければならない。

様式第五号中「~~様式第五号~~」を「~~様式第七号~~」に改め、同様式を様式第八号とし、様式第四号の次に次の三様式を加える。

様式第5号(第5条関係)

	※決定年月日		※番号	第	号
--	--------	--	-----	---	---

受講手数料免除申請書

年 月 日

福島県知事

申請者 住所

氏名

電話番号() ー

下記の理由により、前期・後期に納入すべき受講手数料の額についてその全額(半額)を免除してください。

記

理由

備考

※印の欄は、記入しないこと。

様式第6号(第5条関係)

受講手数料負担者の経済状況調書

㊞

研修生氏名	本 籍		住 宅 の 種 別	研修生 { 自宅、下宿、 その他() }							
	研 修 生 の 住 居 所			家 庭 { 自宅、借家、借間、 官公社宅 その他() }							
	主 たる 受 講 手 数 料 負 担 者 の 住 居 所										
生年月日	年 月 日生										
研 修 生 の 家 庭 の 状 況	続 柄	氏 名	年 齢	同 居 別 居	勤 務 先	年 収	備 考	研 修 生 の 年 間 生 活 費	生活費の収入	金 額	
	生計を同一にしている親族	父								自宅又は他人からの援助	円
		母								アルバイト	
										そ の 他	
										計	
										生活費の支出	金 額
										受講手数料等	円
										交 通 費	
										学 習 費	
	生計を同一にしていない二親等以内の親族									衣 服 費	
										食 費	
										住 居 費	
								そ の 他			
							計				
							家 庭 特 殊 事 情				
家 庭 の 資 産 状 況	資産名、数量、面積等	評価額	商業、工業、漁業所得		給与所得		その他の所得				
		円	営業内容 経営規模 設 備		給料手当	千円	職 種 ()				
			従事者 { 家族 名 雇用 名		賃 金	千円	収 入	千円			
			年売上高	千円	賞 与	千円	そ の 他	千円			
			営業経費	千円	年 金	千円	()				
			所 得 額	千円	恩 給	千円	必 要 経 費	千円			
			営業外収入	千円	扶 助 料	千円	所 得 額	千円			
	計		()		そ の 他	千円	研 修 生 へ の 仕 送 額	千円			
		研修生への仕送額	千円	計	千円						
				研修生への仕送額	千円						

様式第7号(第7条関係)

	※決定年月日		※番号	第	号
--	--------	--	-----	---	---

受講手数料免除事由消滅届

年 月 日

福島県知事

申請者 住所

氏名

電話番号() ー

年 月 日までに納入すべき受講手数料の額の免除に係る事由は、年 月 日消滅しました。

1 免除の通知書 年 月 日付第 号

2 理 由

備考

※印の欄は、記入しないこと。

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(林業振興課)